

子供がいる場合の年末調整における扶養控除の書き方について解説

年末調整では、納税者の状況に合わせてさまざまな所得控除の仕組みがあります。子供や配偶者など扶養する家族が多い場合にも、人的控除として一定の金額の控除を受けることができます。ただし、扶養する家族といってもすべてが対象となるわけではありません。また、子供がアルバイトをしていて一定の所得があると扶養控除の対象とならないケースもあり、控除される金額にも細かなルールがあります。今回は、年末調整で控除対象となる扶養親族および扶養控除について解説していきます。

目次

扶養控除とは？

扶養親族に該当する人は？

「扶養」の具体的な意味は？

親族の範囲は？

年齢の要件は？

子供がいる際の扶養控除を受ける注意点は？

子供が離婚した配偶者と暮らしている場合は？

子供がアルバイトやネットビジネスで稼いでいる場合は？

年末調整での扶養控除申告書の書き方

「扶養控除等申告書」の書き方と注意点

子供がいる場合の年末調整の仕方を正しく理解しよう！

扶養控除とは？

所得税法では、納税者の税を負担する力に応じて納税してもらうために所得控除を認めています。配偶者や子供など、養う家族がいれば、当然、独身者に比べて経済的な負担は重くなります。

扶養控除も所得控除のひとつであり、納税者に所得税法において控除対象となる扶養親族がいる場合には、一定の金額の所得控除を受けられる制度のことです。

年末調整は、源泉徴収された税額の年間の合計額と、本来納めるべき年税額を一致させる精算の手続きです。扶養控除によって受ける控除額が多ければ、源泉徴収されて納付済の所得税からそれだけ多く還付を受けることができます。

扶養親族に該当する人は？

年末調整の手続きをするためには、「扶養控除等申告書」等の書類を勤務先に提出しなければなりません。控除対象扶養親族には一定の要件があるため、誰が扶養親族となるのか、しっかり把握しておく必要があります。

ここでポイントとなるのは、「扶養」の具体的な意味、親族の範囲、年齢の要件です。以下、詳しくみていきましょう。

「扶養」の具体的な意味は？

一般的に用いられる「扶養」は、自力で生活できない者の面倒をみて養うという意味になりますが、税法上の「扶養」は、厳密に要件が定められています。

そのひとつは、「納税者と生計を一にしていること」です。ここでいう「生計を一にしている」とは、納税者と同居していることだけを要件とするものではありません。

例えば、子供であれば、遠方の大学に入学して別居し、親が生活費や学費の仕送りをしているケースや、高齢の親が施設に入居し、療養費のほか施設の費用を納税者である子が支払っていることもあるでしょう。

また、勤務、修学、療養等の都合で普段、別居している場合であっても、余暇には必ず一緒に起居しているケースも考えられます。

税法上は、これらいずれのケースも「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、『生計を一にする』ものとして取り扱われます。

引用：No.1180 扶養控除 | 国税庁

もうひとつは、養われている家族の「年間所得」が一定の金額以下であることです。扶養されているからといって無収入である必要はありません。アルバイトの年間の合計所得が48万円以下であれば、税法上の「扶養」と扱われます。

ただし、「所得」＝「収入金額」ではないことに注意しましょう。収入金額は、給与などの総支給額を意味し、「所得」は収入金額から給与所得控除などの「必要経費相当額」を差し引いた利益部分の金額を指します。

アルバイトのように雇用されて労働の対価として得た給与は、所得の種類のうち、「給与所得」に該当し、給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いて算出します。

給与所得＝収入金額－給与所得控除額（収入金額に応じて決定、最低額55万円）

この計算式で求められるため、次のようになります。

48万円（給与所得）＝103万円（収入金額）－55万円（給与所得控除額）

収入金額103万円以下が扶養となるボーダーラインです。

例) アルバイトの年収が95万円の場合

給与所得＝95万円（給与収入）－55万円（給与所得控除）＝40万円

所得金額が48万円以下となり、扶養の要件を満たします。

なお、高齢の親族が国民年金や厚生年金の公的年金等を受給している場合、所得の種類は「雑所得」となります。

「公的年金等の雑所得の金額＝収入金額×割合（収入金額に応じて決定、75%～100%）－
公的年金等控除額（収入金額に応じて決定）」

注意が必要なのは、65歳以上か未満かによって公的年金等控除額の最低額が違ふということとです。

- 65歳未満の場合は「60万円」
- 65歳以上の場合は「110万円」

いずれも公的年金等の収入金額が上記の金額までは雑所得はゼロの扱いになります。

例) 公的年金が130万円の場合

- 65歳未満の場合
 $70\text{万円（雑所得）} = 130\text{万円（年金収入）} \times 75\% \text{（割合）} - 27\text{万5,000円（控除額）}$
- 65歳以上の場合
 $20\text{万円（雑所得）} = 130\text{万円（年金収入）} \times 100\% \text{（割合）} - 110\text{万円（控除額）}$

つまり、65歳未満の場合は48万円を超えるため扶養から外れてしまいます。

親族の範囲は？

「扶養」の意味が、「生計同一」と「年間所得が48万円以下」であることについて解説してきましたが、扶養控除を受けるためには、さらに対象となる親族の範囲である必要があります。具体的には、配偶者以外の親族で、6親等内の血族および3親等内の姻族（いんぞく）が要件です。

血族とは、本人と血の繋がりがある親族のことであり、養子縁組によって法律上血族になった人も含みます。また姻族は、本人の配偶者の血族のことを意味します。

親等の数字は、本人には「親等」はありませんので仮に「0」として、親や子供の世代を数えていくごとに1つ数字を足したものです。

本人＝0

子＝1

親＝1

祖父母＝2

兄弟姉妹は、直近の先祖（親＝1）を経るため、兄弟姉妹＝2となります。甥・姪は直近の先祖（親＝1）までたどって兄弟姉妹（＝2）を経るため、甥・姪＝3となります。配偶者については、別に配偶者控除の対象となります。

なお、「都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人」も親族の範囲と認められています。

引用：No.1180 扶養控除 | 国税庁

年齢の要件は？

親族の範囲の次は、年齢要件です。その年の12月31日現在の年齢が16歳以上であることが要件となっています。

所得税法上の扶養控除の対象となるには、これまで説明したすべての要件を満たしていることに加え、青色事業専従者や白色事業専従者として給料の支払いを受けていないこと、ほかの誰かの扶養控除の対象となっていないことが必要です。

子供がいる際の扶養控除を受ける注意点は？

扶養親族のうち、子供については注意が必要です。離婚し、子供が元配偶者と暮らしている場合、民法上は子であることに変わりはありませんが、扶養控除の対象となるのでしょうか。

また、最近では、子供の小遣いの稼ぎ方も昔とは大きく変わってきました。アルバイトだけではないのです。

こうしたケースについて、税法上の扱いについてみていきます。

子供が離婚した配偶者と暮らしている場合は？

子供が離婚した元妻や元夫と暮らしている場合、会社員である納税者の親と同居しているケースと、会社員である納税者の親と別居しているケースが考えられます。

しかし、前述したように一緒に起居していることではなく、生活費や学費等の養育費を支払っているかがポイントになります。子供と別居していて元配偶者と暮らしていても、養育費を送金していれば、扶養に該当します。

ただし、この場合でも扶養と認められないこともあるので注意が必要です。元配偶者が会社勤めをしていて同居している子供で配偶者控除を受けているときには、養育費を送金していても控除することはできません。

離婚した場合は、同じ子供で重複して扶養控除を受けることはできないため、ともに会社勤めをしている場合は、どちらが扶養控除を受けるのか話し合っておくことが大切です。

子供がアルバイトやネットビジネスで稼いでいる場合は？

かつては、高校生や大学生が小遣いを稼ぐ方法としては、アルバイトしか考えられませんでした。しかし、昨今の事情は大きく異なります。インターネットの環境が整備され、パソコンやスマートフォンでYou Tubeやアフィリエイトをして稼ぐこともできるようになりました。なかには、趣味と実益が高じて両方で稼いでいるケースもあります。

しかも、その収入は場合によっては、親の稼ぎを凌ぐことさえあり、さらに親が把握していないことも珍しくありません。

税法上の「所得」には種類があります。前述した通り、アルバイトのように雇用されて労働の対価として得た給与は、所得の種類のうち「給与所得」に該当し、給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いて算出します。

アルバイトの場合は、収入金額103万円以下であれば、年間所得が48万円以下となり、扶養控除に該当するということでした。

一方、You Tubeやアフィリエイトで稼いだ収入は、「**事業所得**」か「雑所得」の扱いになります。月に100万円以上稼ぐケースでは、学生であっても事業所得で申告することが適切といえますが、いずれにしても、事業所得と雑収入は「総収入金額－必要経費」で計算します。

例) You Tubeとアフィリエイトで年間100万円の売上の場合

50万円（雑所得）＝70万円（総収入金額）－20万円（必要経費）

このケースでは、子供の所得金額が48万円を超えているため、扶養控除は受けられません。

最後に扶養控除の手続きについてみていきましょう。扶養控除のために必要な書類と書き方について解説していきたいと思います。

年末調整で必要な書類は、「給与所得者の扶養控除等申告書」です。

令和 5 年 5 月 31 日現在

給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

扶

所轄税務署長等
神田 区民局長
税務官
林 田 区民局長

給与の支払者の名称（氏名）
〇〇〇 株式会社

給与の支払者の氏名（個人）
1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7

給与の支払者の所在地（住所）
東京都千代田区神田錦町3-3

（フリガナ）
あなたの氏名
山川 太郎

あなたの個人番号
1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 6

あなたの住所又は居所
（郵便番号）〒170-0005
東京都練馬区栄町23-7

あなたの生年月日
昭和54年1月1日

あなたの氏名
山川 太郎

あなたの性別
本人

配偶者の有無
有 無

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者、該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、高齢、ひとり親又は勤労学生のごいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	（フリガナ）氏名	個人番号	あなたの住所又は居所	生年月日	令和5年中の所得の見積り	非居住者である家族生計を一にする事項	住所又は居所	異動月日及び事由
A 源泉控除対象配偶者（注1）	ヤマカワ アキコ 山川 明子	2 2 1 3 1 3 4 4 5 5 6 6 7 7	東京都練馬区栄町23-7	昭和54年10月5日	0.00.000円		東京都練馬区栄町23-7	
B 控除対象扶養親族（注2）	ヤマカワ イチロウ 山川 一郎	子	東京都練馬区栄町23-7	昭和54年12月4日	0円		1234567890Street...USA	
	ヤマカワ ジロウ 山川 二郎	子	東京都練馬区栄町23-7	昭和54年18月5日	0円		東京都練馬区栄町23-7	
	ヤマカワ タカオ 山川 隆雄	父	東京都練馬区栄町23-7	昭和54年19月5日	300.000円			

注1：源泉控除対象配偶者は、配偶者（婚姻中の配偶者）又は事実上配偶者（婚姻中の配偶者）に該当する者で、令和5年中の所得の見積り額が10万円以下の人です。

注2：控除対象扶養親族とは、障害者（障害者手帳の記載内容が1級又は2級の障害者）又は高齢者（令和5年1月1日現在、70歳以上の高齢者）に該当する者で、令和5年中の所得の見積り額が10万円以下の人です。

障害者、高齢、ひとり親又は勤労学生

氏 名
山川 隆雄

あなたの住所又は居所
東京都練馬区栄町23-7

生年月日
昭和54年19月5日

住所又は居所
東京都練馬区栄町23-7

控除を受ける他の所得者

氏 名
山川 隆雄

あなたの住所又は居所
東京都練馬区栄町23-7

異動月日及び事由
平成27年4月11日交付

他の所得者が控除を受ける扶養親族等

氏 名
山川 隆雄

あなたの住所又は居所
東京都練馬区栄町23-7

生年月日
昭和54年19月5日

住所又は居所
東京都練馬区栄町23-7

異動月日及び事由
平成27年4月11日交付

（注）住民税に関する事項（この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養控除等申告書の記載欄を兼ねています。）

区分等	（フリガナ）氏名	個人番号	あなたの住所又は居所	生年月日	住所又は居所	令和5年中の所得の見積り	異動月日及び事由
1 18歳未満の扶養親族（平20.1.2以後出生）	ヤマカワ アキコ 山川 太郎	5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0	東京都練馬区栄町23-7	平成21年7月5日	東京都練馬区栄町23-7	0円	
2 送付手続等を有する配偶者・扶養親族	ヤマカワ アキコ 山川 太郎	子	東京都練馬区栄町23-7	平成21年7月5日	東京都練馬区栄町23-7	0円	

（注）令和5年中の所得の見積り額が10万円以下の人には、源泉控除対象配偶者として申告する必要があります。

引用：《記載例》給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の記載例 | 国税庁

勤務先から配布されるのが一般的と思いますが、国税庁のHPからダウンロードすることもできます。

参考：給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 | 国税庁

必要事項を記載し、その年の最初の給与の支払いを受ける日の前日までに勤務先に提出します。

申告書右側の「主たる給与から控除を受ける」のうち、「A 源泉控除対象配偶者」には、納税者である本人と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払いを受ける人でその年中の所得の見積額が95万円以下の人）について記載します。

同じく「B 控除対象扶養親族」に記載するのが、今回のテーマの扶養親族に関する事項です。対象となるのは、その年の12月31日現在の年齢が16歳以上で、所得金額の見積額が48万円以下の人になります。個人番号、続柄、生年月日、その年中の所得の見積額等を記載します。

年末調整では、勤務先は、この申告書に記載されている情報から、扶養控除の額を確認することになります。納税者の所得から控除される扶養控除額は、対象となる扶養親族により以下のように異なります。

- 特定扶養親族（19歳以上23歳未満）・・・ 63万円
- 老人扶養親族（70歳以上）・・・ 同居58万円、別居48万円
- 上記以外の一般の控除対象扶養親族・・・ 38万円

子供がいる場合の年末調整の仕方を正しく理解しよう！

年末調整における扶養控除について詳しく解説してきました。年末調整で扶養親族の控除を受けるためには、扶養控除の対象となる親族に該当するのか、扶養親族が「生計同一」と「年間所得が48万円以下」であること、さらに「親族の範囲」と「年齢要件」を把握することが必要です。それぞれの意味と条件についてしっかりと理解し、正しく申告するようにしましょう。

よくある質問

「扶養」の意味とは何ですか？

「生計同一」と「年間所得が48万円以下」であることです。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

扶養控除の年齢要件は？

その年の12月31日現在の年齢が16歳以上であることです。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

※ 掲載している情報は記事更新時点のものです。